

各位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス 代表者名 代表取締役社長 小 林 昌 宏 (コード番号:6079 東証マザーズ) 問合せ先 広報・IR部長 白 土 朋 之 (TEL.03-5284-8326)

KDDI 株式会社及び電源開発株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果 並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)及び電源開発株式会社(以下「電源開発」といい、KDDI 及び電源開発を総称して「公開買付者ら」といいます。)が平成30年11月7日より実施をしておりました当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)並びに平成25年3月18日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)及び平成29年6月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、平成30年12月19日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、その結果、平成30年12月27日付で、当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者らより、添付資料「株式会社エナリス株券等(証券コード 6079) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

- 2. 親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動について
- (1) 異動予定年月日

平成30年12月27日(本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動が生じる経緯

当社は、公開買付者らより、本公開買付けにおいて、当社株式 29,754,350 株の応募があり、本公開買付けに応じて応募された株券等の総数が買付予定数の下限(10,020,400 株)に達したため、その全てを取得することになった旨の報告を受けました。

また、本公開買付けに応じて売付けの申し込みがなされた当社株式(以下「応募普通株式」といいます。)の総数が基準株式数(18,020,200 株)以上となったため、当社が平成30年11月6日に公表した「KDDI 株式会社及び電源開発株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「意見表明プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、公開買付者らにおいては、応募普通株式の総数のうち、KDDIが9,951,572株の、電源開発がその残りの株式数の買付け等を行うとのことです。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成30年12月27日付で、当社のその他の関係会社であるKDDIは、当社の総株主の議決権に対する議決権所有割合が50%超となるため、新たに当社の親会社に該当することになります。また、電源開発は、当社の総株主の議決権に対する議決権所有割合

が20%以上となるため、新たに当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することになります。

(注)「議決権所有割合」は、当社が平成30年11月6日付で公表した「平成30年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第3四半期決算短信〕といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)から当社第3四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(123,304株)を控除した株式数に係る議決権の数(484,278個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 異動する株主の概要

(1) その他の関係会社から親会社となる株主の概要

名				称	KDDI 株式会社			
所 在 地					東京都新宿区西新宿二丁目3番2号			
代表	表者の	り役り	哉・」	5名	代表取締役社長 髙橋 誠			
事	業	È	内	容	電気通信事業			
資		本		金	141,852 百万円			
設	立	年	月	月	昭和59年6月1日			
連	結	純	資	産	4,545,764百万円(平成30年9月30日現在)			
連	結	総	資	産	6,992,335 百万円(平成30年9月30日現在)			
					京セラ株式会社	13.98%		
					トヨタ自動車株式会社	12.45%		
					日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.40%		
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.64%		
					JP MORGAN CHASE BANK 380055	1.54%		
大村	朱主力	及び打	寺株」	七率	(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1. 54 /0		
(平	成 30 年	₹9月	30 日芽	(在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.41%		
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1.31%		
					JPモルガン証券株式会社	1.29%		
					STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1.28%		
					(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1. 20 /0		
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1. 24%		
当社と当該株主の関係								
	資本関係			係	KDDI は、当社株式 14,501,000 株(所有割合 29.94%)を所有しております。			
					当社の代表取締役社長である小林昌宏氏は、KDDI の理事を兼務	しておりま		
	人	的	関	係	す。また、取締役財務統括担当である井村勝氏は、KDDI からの出向者です。			
					本日現在、KDDI から当社に5名の従業員が出向しております。			
	克 引 則 核		核	当社は KDDI に対して電気の卸販売等及び電力供給管理の業務代行	等を行って			
	取 引 関 係 			「木	おります。			
	,		事者~	へ の	 当社は KDDI の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します	F		
	該	当	状	況		′ 0		

- (注1)「大株主及び持株比率」は、KDDIが平成30年11月6日に提出した第35期第2四半期報告書の「大株主の状況」より転記しております。
- (注2)「所有割合」とは、当社第3四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)から、当社第3四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在当社が所有する自己株式数(123,304株)を控除した株式数(48,427,841株)に対する当社株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(2) 新たにその他の関係会社及び主要株主に該当することとなる株主の概要

名称				称	電源開発株式会社					
所 在 地				地	東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号					
代表	代表者の役職・氏名				代表取締役社長 渡部 肇史					
事	業		内	容	電気事業	電気事業				
資		本		金	180,502 百万円					
設	立.	年	月	日	昭和27年9月16日	昭和27年9月16日				
連	結	純	資	産	852, 528 百万円 (平成 30 年 9 月 30 日現在)					
連	結	総	資	産	2,731,452 百万円(平成30年9月30日現在)					
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.11%				
					日本生命保険相互会社	5.00%				
					日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.78%				
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4. 19%				
	- → π	. 7 N +	+: +++ 1.	ᇈᇴ	株式会社みずほ銀行 3.8					
	k主及 或30年				ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	0.000/				
(+/)	汉 30 年	-9月、	30 日現	出土)	(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.00%				
					株式会社三井住友銀行	2.35%				
					J-POWER従業員持株会	2. 10%				
					株式会社三菱UFJ銀行	1.82%				
					日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.69%				
当社	当社と当該株主の関係									
	資	本	関	係	該当事項はありません。					
	人	人 的 関 係 記		係	該当事項はありません。					
	取引関係			係	該当事項はありません。					
	関連当事者への			へ の	数以車頂内を N よれ)					
	該	当	状	況	該当事項はありません。					

⁽注3)「大株主及び持株比率」は、電源開発が平成30年11月1日に提出した第67期第2四半期報告書の「大株主の 状況」より転記しております。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) KDDI 株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主
	周江	直接所有分	合算対象分	合 計	順位
異動前	その他の関係会社 及び主要株主であ る筆頭株主	145, 010 個 (29. 94%)	_	145, 010 個 (29. 94%)	第1位
異動後	親会社 及び主要株主であ る筆頭株主	244, 525 個 (50. 49%)	_	244, 525 個 (50. 49%)	第1位

(2) 電源開発株式会社

	属性	議決権	大株主		
	周江	直接所有分	合算対象分	合 計	順位
異動前	_	_			
異動後	その他の関係会社 及び主要株主	198, 027 個 (40. 89%)	_	198, 027 個 (40. 89%)	第2位

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等 該当事項はありません。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 29,754,350 株の応募があったものの、公開買付者らは、 本公開買付けにより、当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかったことから、意見表明プレスリリースの「3.(5)本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者らのみとす ることを予定しているとのことです。すなわち、公開買付者らは、当社株式の併合を行うこと(以下「本株 式併合」といいます。) 及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一 部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、平成 31 年2 月頃に開催するように当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会において 上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいた だいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承 認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合を することにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法(平成17年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下同じです。) 第235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の 合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当 社株式を電源開発に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数 の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当 社の各株主(公開買付者ら及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける当社株 式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。) に当該各株主が所有していた当社 株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予 定とのことです。当社株式の併合の割合は、KDDI のみが当社株式(当社が所有する自己株式を除きます。) を所有することとなるよう、本株式併合後において KDDI が所有する当社株式の数が1株となるように決定 される予定とのことです。

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生日(以下「本株式併合効力発生日」といいます。)を平成31年3月末日までの日とすることを当社に要請し、かつ、平成30年12月期に係る当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を本株式併合効力発生日後の株主とするため、当社に対して、本臨時株主総会において、本株式併合の効力発生を条件として定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。そのため、平成30年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があるとのことです。また、公開買付者らは、本株式併合後に、非上場化後の当社に対するKDDI及び電源開発の議決権保有比率をそれぞれ59%、41%とするために、本株式併合効力発生日以降において、当社株式の株式分割を実施し、さらに、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第24条第1項但書に基づき当社の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、電源開発からKDDIに対する当社株式の譲渡等の手続(以下「本相対取引」といいます。)を実施することを予定しているとのことです。本相対取引の時期は、現時点では平成31(2019)年5月上旬頃を予定しているとのことです。なお、公開買付者らは、本相対取引における譲渡価格を本公開買付価格と実質的に同額とする旨を合意しているとのことです。

本株式併合が実施される結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできなくなります。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者らと協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

(添付資料)

平成 30 年 12 月 20 日付「株式会社エナリス株券等(証券コード 6079)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



各 位

会 社 名 KDDI 株式会社

代表者名 代表取締役社長 髙橋 誠

(コード:9433、東証第1部)

問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部

総務・人事本部長 土橋 明

(TEL. 03-6678-0982)

会 社 名 電源開発株式会社

代表者名 代表取締役社長 渡部 肇史

(コード:9513、東証第1部)

問合せ先 秘書広報部

部長 中谷 博

(TEL. 03-3546-2211)

株式会社エナリス株券等(証券コード6079)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及び電源開発株式会社(以下「電源開発」といい、KDDI及び電源開発を総称して「公開買付者ら」といいます。)は、平成30年8月8日に、株式会社エナリス(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(「本新株予約権」及び各新株予約権の定義については、下記「1.買付け等の概要」の「(3)買付け等に係る株券等の種類」をご参照ください。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定し、平成30年11月7日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成30年12月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 買付け等の概要
- (1) 公開買付者らの名称及び所在地

名称 KDDI 株式会社

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

名称 電源開発株式会社

所在地 東京都中央区銀座六丁目 15番1号

- (2)対象者の名称株式会社エナリス
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
 - ① 普通株式
 - ② 新株予約権

- イ 平成 25 年 3 月 18 日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 1回新株予約権」といいます。)
- ロ 平成29年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限 買付予定数の上限		
34, 541, 841 株	10,020,400 株	一株	

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(10,020,400 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者株式の最大数(34,541,841 株)を記載しており、当該最大数は、対象者が平成30年11月6日に公表した「平成30年12月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)に、第1回新株予約権の目的となる対象者株式数(354,000株)及び第2回新株予約権の目的となる対象者株式数(261,000株)を加え、KDDIが平成30年11月6日現在所有する株式数(14,501,000株)及び対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(123,304株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式 買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 買付予定数の下限は、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)から、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(123,304株)を控除した上で、第1回新株予約権の目的となる対象者株式数(354,000株)及び第2回新株予約権の目的となる対象者株式数(261,000株)を加算した株式数に係る議決権の数(490,428個)の50%にあたる数(245,214個、小数点以下を切り上げ)から、KDDIが平成30年11月6日現在所有する対象者株式数(14,501,000株)に係る議決権の数(145,010個)を控除した議決権の数(100,204個)に相当する対象者株式数(10,020,400株)を記載しております。
- (注5) 公開買付期間末日までに第1回新株予約権は行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。なお、第2回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。
- (注6) 公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとし、非上場化後の対象者に対する KDDI 及び電源開発の議決権保有比率をそれぞれ 59%、41%とすることを目的としていることから、買付予定数の下限を超えることを前提に、本公開買付けに応じて売付け等の申し込みがなされた対象者株式(以下「応募普通株式」といいます。)の総数が 18,020,200 株(注7)以上の場合には、応募普通株式の総数のうち、KDDI が 9,951,572 株の、電源開発がその残りの株式数の買付け等を行うものとします。一方で、応募普通株式の総数が 18,020,200 株未満の場合には、対象者の株主を公開買付者らのみとする非上場化の手続は行わず、対象者株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の開設する市場であるマザーズ市場(以下「マザーズ市場」といいます。)における上場は維持することを企図しており、対象者に対する KDDI 及び電源開発の本公開買付け後の議決権保有比率が既に KDDI が所有する 14,501,000 株も含めて、59%と 41%の割合になるよう、応募普通株式の総数のうち、10,076,967 株までの数については、電源開発が買付け等を行い、10,076,967 株を超える数については、そのうち、KDDI が 59%の、電源開発が 41%の買付け等を行うものとします(ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り

上げるものとし、電源開発が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします。)。また、本公開買付けに応じて売付け等の申し込みがなされた新株予約権については、その総数のうち、KDDI が 59%の、電源開発が 41%の買付け等を行うものとします(ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、電源開発が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします。)。

(注7) 対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)から対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(123,304株)を控除した上で、第1回新株予約権の目的となる対象者株式数(354,000株)を加算した株式数に係る議決権の数(487,818個)に3分の2を乗じた数(325,212個、小数点以下を切り上げ)から、KDDIが平成30年11月6日現在所有する対象者株式数(14,501,000株)に係る議決権の数(145,010個)を控除した議決権の数(180,202個)に相当する対象者株式数(18,020,200株)であり、以下「基準株式数」といいます。なお、基準株式数は、公開買付者らが、対象者の潜在株式考慮後の総議決権の3分の2を確保できる水準を意味します。

(5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間平成30年11月7日(水曜日)から平成30年12月19日(水曜日)まで(30営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金700円

② 新株予約権 第1回新株予約権 1個につき金1円 第2回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数 (29,754,350 株) が買付予定数の下限(10,020,400 株)以上となりましたので、公開 買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 12 月 20 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数	
株券	29, 754, 350 株	29, 754, 350 株	
新株予約権証券	一株	一株	
新株予約権付社債券	一株	一株	

株券等信託受益証券	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券	一株	一株
合 計	29, 754, 350 株	29, 754, 350 株
(潜在株券等の数の合計)	_	(一株)

(注)公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとし、非上場化後の対象者に対する KDDI 及び電源開発の議決権保有比率をそれぞれ 59%、41%とすることを目的としていることから、応募普通株式の総数が基準株式数以上の場合には、応募普通株式の総数のうち、KDDI が 9,951,572 株の、電源開発がその残りの株式数の買付け等を行うものとしておりました。一方で、応募普通株式の総数が基準株式数未満の場合には、対象者の株主を公開買付者らのみとする非上場化の手続は行わず、対象者株式のマザーズ市場における上場は維持することを企図しており、対象者に対する KDDI 及び電源開発の本公開買付け後の議決権保有比率が、既に KDDI が所有する 14,501,000 株も含めて、59%と 41%の割合になるよう、応募普通株式の総数のうち、10,076,967 株までの数については、電源開発が買付け等を行い、10,076,967 株を超える数については、そのうち、KDDI が 59%の、電源開発が41%の買付け等を行うものとしておりました(ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします。)。応募普通株式の総数が基準株式数以上であったため、KDDI 及び電源開発が買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名 株式に換算した買付数

KDDI9,951,572 株電源開発19,802,778 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者ら の所有株券等に係る議決権の数	145, 010 個	(買付け等前における株券等所有割合 29.57%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	534 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.11%)
買付け等後における公開買付者ら の所有株券等に係る議決権の数	442, 552 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.24%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	O個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	483, 401 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び公開買付者らを除きます。)が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年11月8日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたものです。)です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(48,551,145株)に、第1回新株予約権の目的となる対象者株式数(354,000株)及び第2回新株予約権の目的となる対象者株式数(261,000株)を加え、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(123,304株)を控除した株式数(49,042,841株)

に係る議決権の数(490,428個)を分母として計算しています。

- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日平成30年12月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、平成30年11月6日に公開買付者らが公表した「株式会社エナリス株券等(証券コード6079)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者株式は、本日現在、マザーズ市場に上場されておりますが、本公開買付けの応募普通株式の総数(29,754,350 株)が基準株式数(18,020,200 株)以上となりましたので、公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続きを実施することを予定しております。かかる手続きが実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て上場廃止となります。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

KDDI 株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号

電源開発株式会社 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上